

おおた くしゅわげんご およ  
大田区手話言語及び

しょうがいしゃ いしそつう かん じょうれい  
障害者の意思疎通に関する条例



© 大田区

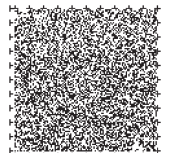
はねぴょん

おおた くしゅわげんご およ  
大田区手話言語及び

しょうがいしゃ いしそつう かん じょうれい  
障害者の意思疎通に関する条例とは？

しゅわ げんご くみんおよ じぎょうしゃ りかい そくしん  
手話が言語であることの区民及び事業者への理解を促進するとともに、  
しょう とくせい おう いしそつうしゅだん りよう そくしん  
それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、  
しょう ひと ひと  
障がいのある人もない人も、  
たが じんかく こせい そんちょう あ きょうせい ちいきしゃかい じつげん めざ  
お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、  
れいわ ねん がつ にち おおた く せいてい じょうれい  
令和2年9月30日に大田区が制定した条例です。

さし おんせい つ  
この冊子は音声コード付きです。  
コードの位置を示すために切り  
こみを入れています。  
せんよう そうち しょう ないよう おん  
専用の装置を使用して内容を音  
せいで聞くことができます。



# 基本理念

1

手話は音声言語と並ぶ言語であると認識する。

2

障がいのある人もない人も、お互いを理解し、人格及び個性を尊重する。

3

障がいの特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保は、障がいのある人が意思疎通を円滑に図ることができるようにすることを基本とする。

やくわり

# それぞれの役割

区

手話が言語であることの理解の促進及び手話の普及を行い、障がいのある人の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進をしていきます。

区 民

手話が言語であること及び障がいのある人の意思疎通に関する理解を深め、区が推進する施策への協力に努めます。

事業者

手話が言語であること及び障がいのある人の意思疎通に関する理解を深め、区が推進する施策への協力に努めるとともに、事業を行うに当たり、障がいのある人の特性に応じた意思疎通手段を利用するための合理的配慮の提供に努めます。

じょうれい しこう

# 条例が施行されるまで

平成 18 年

世界

国際連合総会で「障害者の権利に関する条約」を採択

平成 23 年

日本

「障害者基本法」を改正  
法律の中に、手話は言語であることが示された。

平成 26 年

日本

「障害者の権利に関する条約」を批准

平成 28 年

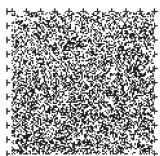
日本

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行

令和 2 年

大田区

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定



# 意思疎通手段について

障がいの特性やその人に合ったコミュニケーション方法を知り、  
障がいのある人もない人も、お互いを認め助け合い、  
安心して生活ができる地域社会の実現を目指しましょう。  
ここでは意思疎通手段の一例を紹介します。



## 手話

日本語や英語などの音声言語と同じように、  
独自の文法体系をもつ言語です。  
手や指、動作や顔の表情で、相手に自分の  
意思を伝える、目で見る言葉です。日常生活  
や社会生活を営むために受け継がれてきた  
言語で、気持ちや伝えたいことを豊かに  
表現することができます。

## 音訳

主に視覚に障がいのある人が、情報を得る  
際に使用する手段です。  
朗読と似ていますが、朗読は感情表現  
を豊かに読むことに対して、音訳は感情  
を入れずに、書かれた文書や図を音声で  
説明します。

## 要約筆記

主に聴覚に障がいのある人が、情報を得る際  
に使用する意思疎通手段で、話をしている内  
容をその場で文字にします。書く作業より話  
す速さの方が速く、すべてを文字にすることは  
難しいため、話の内容を要約し筆記します。

## 点字

主に視覚に障がいのある人が、文字を読ん  
だり書いたりする際に使用する文字です。  
縦3点、横2点の計6つの点を組み合わせ  
て文字を表しています。

## コミュニケーション支援ボード

聴覚に障がいのある人や知的障がいのある  
人、また、障がいの有無に関わらず、外国  
人など話し言葉によるコミュニケーション  
が困難な人に対して、分かりやすいイラスト  
を指さしながら意思を伝える方法です。

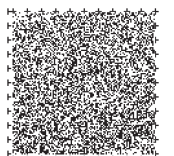
## 重度障がい者用意思伝達装置

肢体不自由や筋萎縮性側索硬化症※などの  
障がいにより、体を動かしたり発語が難し  
い人の意思疎通手段です。パソコン等のデ  
ジタル機器を用いて、スイッチで文字の入  
力を行い、その文字を装置が読み上げます。  
指先や足でも機器の操作を行うことができ  
ます。



※筋萎縮性側索硬化症…

運動神経系に障がいが生じ、体や  
呼吸に必要な筋肉がだんだん痩せ  
て力がなくなっていく病気



# ひと ひつよう はいりよ ちが 人それぞれ必要な配慮は違います

## ちょうかくしょう 聴覚障がい

生まれながらに聞こえない人や音声言語を覚える前に聞こえなくなった「ろう者」、事故や病気が原因で聞こえなくなった「中途失聴者」や「難聴者」は、その人によってコミュニケーション方法が異なります。

**配慮** 聴覚に障がいのある人の中でも、手話が分からない人もいます。筆談か手話又は口話など、その人に合うコミュニケーション方法を確認しましょう。話しかけるときは、口の動きや表情がわかるようはっきりと話をしてください。スマートフォンがあれば、メモ機能を使って筆談もできます。

## しかくしょう 視覚障がい

生まれながらに見えない人もいますが、病気が原因で視覚に障がいが出る人もいます。見方や見えづらさは人によって大きく異なります。

**配慮** 盲導犬を連れていたり、白杖を持っている人もいますので、見かけた場合は道を譲り、歩行がしやすいよう配慮をしましょう。お手伝いをする場合は、いきなり体に触れると驚いてしまうので、まずは「何かお手伝いしましょうか」などと前方から話しかけてください。



## ちてきしょう 知的障がい

18歳頃までの発達期に知的能力が年齢相当に達しておらず、日常生活への適応に困難が生じます。順序だてて考えたり、話をしたり、計算をしたりすることに苦手な人が多いです。

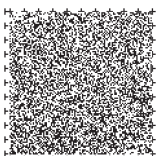
**配慮** 話をするときは、ゆっくりとわかりやすい言葉を使うようにしてください。言葉だけで理解が難しいときは写真や絵を提示したり、コミュニケーション支援ボードを使用しましょう。大切な用件はメモで渡すなどの工夫をしてください。



## せいしんしょう 精神障がい

精神障がい（精神疾患）の特性としては、気分障がいやうつ病などがあげられます。個人差はありますが、幻覚や幻聴の症状が出る人もいます。

**配慮** 話をするときは、その人のペースに合わせてゆっくりと話を進めましょう。一度にたくさんの情報が入ると混乱が生じるため、説明するときは紙に書きながら話をするなどの工夫をしてください。疲れやすさを感じる人が多いため、体を休めるよう声掛けしてください。



## 発達障がい

相手の表情や態度だけでは感情が読み取れなかったり、感情のコントロールが上手く出来ず、他者とのコミュニケーションが苦手な人がいます。音や気温、感触などの感覚が敏感な人もいたり、症状によっては周囲の人に気づかれない場合もあります。

**配慮** 何かを説明するときには、絵や図を使い、具体的な示したり、どんな方法が分かりやすいか本人に聞いてください。感覚が敏感な人の症状はそれぞれのため、大声を出さない、室内の温度を調整する、落ち着くまで個室で休んでもらうなどの配慮をしましょう。

## 高次脳機能障がい

事故や脳血管障がいなどで脳が損傷したために、認知機能が低下する人、感情の制御ができなくなる人もいます。人により症状は様々で、話すことなどが難しくなる失語症を伴う場合もあります。

**配慮** 見た目では障がいに気づかれない人もいます。どのような症状なのか、お手伝いが必要か確認しましょう。話をするときには、ゆっくり短い言葉で話し、忘れてしまっても思い出せるよう、メモを渡すなどしましょう。身の回りの障害物に気が付かない場合があるので、危険な時は声掛けをしてください。

## 肢体不自由

脳性麻痺や脊髄損傷など原因となる疾病は様々です。障がいの程度により、杖での歩行が可能など、車いすを使用している人、装具を使用している人、全く立ち上がれない人などがいます。



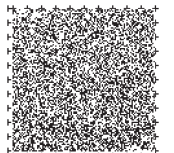
**配慮** 症状や自身で行えることの範囲が人によって違うため、何をお手伝いすればよいか確認しましょう。車いすを使用している人や立ち上がれない人と話すときは、目線の高さを合わせてください。脊髄損傷などの影響で体温調整が難しい場合もあるため、室内の温度を調整しましょう。

## 内部障がい

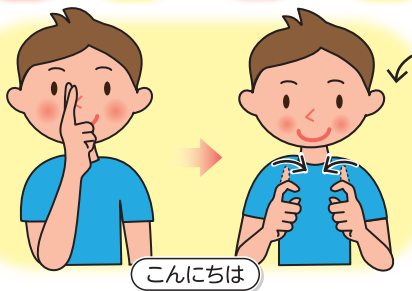
心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、肝臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、HIVによる免疫機能のいずれかに障がいがあります。見た目では障がいに気づかれない人もいます。

**配慮** ペースメーカーを使用している人もいますので、携帯電話など、電波を発生させるものを使用する際の距離に気を付けてください。疲れやすかったり、長時間立っている姿勢が辛い人もいますので休憩をとるなどの配慮をしましょう。呼吸器機能障がいは、咳や息切れの症状があるので、楽な姿勢をしてもらいながらゆっくり話をしてください。

一つの障がいだけでなく、複数の障がいがある人もいます。ここで紹介した配慮は一例で環境や状況によって必要な配慮は変わってきます。



しゅわ はな  
手話で話そう



こんにちは



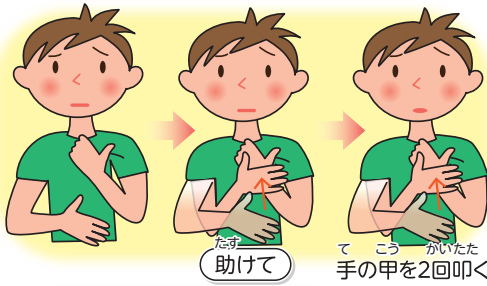
よろしく



ありがとう



ごめんなさい



助けて



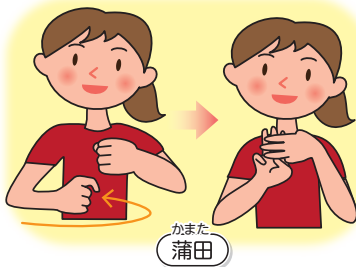
逃げる



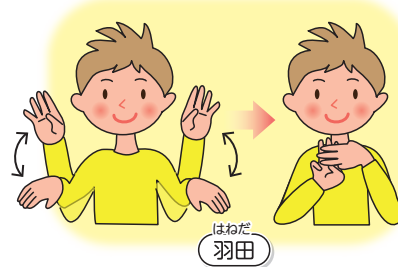
地震



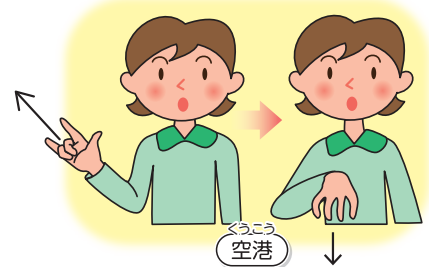
火事



かまた 蒲田



はねだ 羽田



こうこう 空港

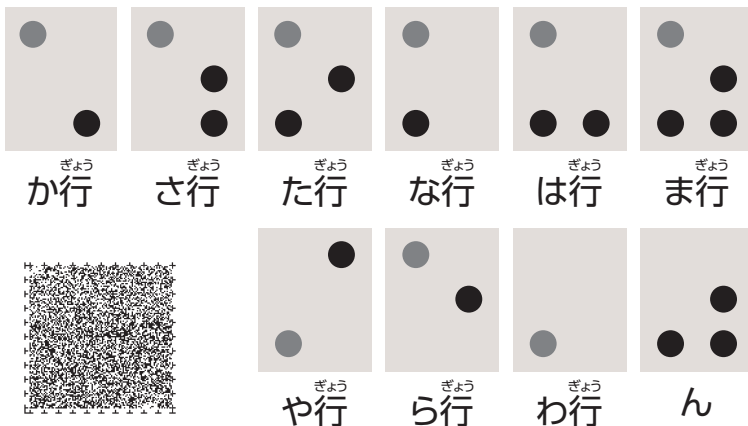
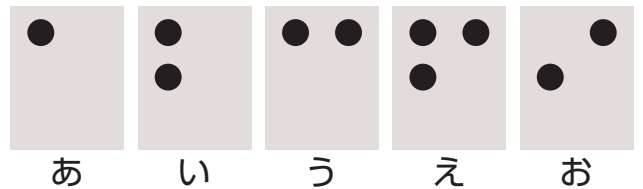
てんじ よ  
点字を読みみよう

普段何気なく利用している駅の券売機や家電などにも、  
点字が用いられているものがたくさんあります。点字を覚  
えて、何が書いてあるのか読んでみましょう！

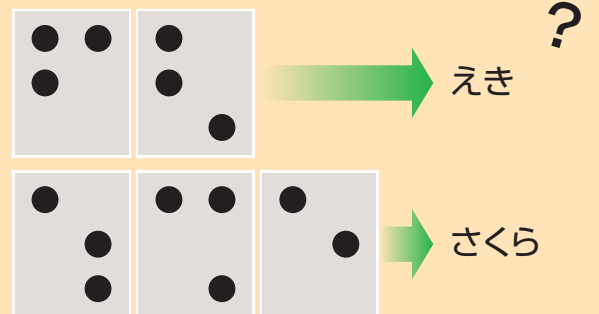
1マスで音を、2マスで濁音、数字、アルファベットを  
表しています。例えば、『あ行』のそれぞれの⑥の位置に  
点を加えると『か行』になります。下のように、それぞ  
れの点を加えることで音を表します。  
『や行』は『あ行』(母音)の点を一番下に移動させ、  
④の点を加えます。『わ行』は『あ行』(母音)を一番下  
に移動させます。

- ① ④
- ② ⑤
- ③ ⑥

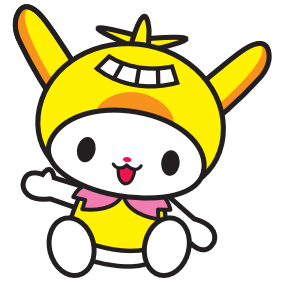
1マスは6つの点で構成されます。



? つぎの点字は何と書いてあるでしょうか?



# し マークを知ろう



まちなか  
街中でこのマークを見かけることはありませんか？このような意味があります！

かく  
※各マークの使用方法、配布方法などは、各団体等にお問い合わせください。

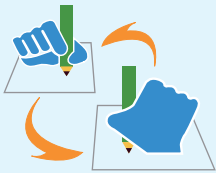


耳マーク

## みみ 耳マーク

ちようかく しよう  
聴覚に障がいがあることを表すマークで、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されます。マークを提示された場合は、相手が聞こえない、聞こえにくいことを理解し、筆談を行います。自治体や病院などが、聞こえが不自由な人を援助することを表すマークとしても使用されます。

いっばんしゃだんほうじんぜん にほんなんちようしゃ ちゆう と しつちようしゃだんたいれんごうかい  
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



## ひつだん 筆談マーク

ちようかく しよう  
聴覚に障がいのある人や、音声言語に障がいのある人など、筆談を必要としている人がこのマークを提示した際は、「筆談で対応をお願いします」という意味になります。自治体や病院などで提示している場合は、「筆談で対応できます」という意味になります。

いっばんしゃだんほうじんぜん にほん れんめい  
一般社団法人全日本ろうあ連盟



## ちようかくしようがいしゃひようしき 聴覚障害者標識

ちようかく しよう  
聴覚に障がいがあることを理由に、運転免許に条件を付されている人が運転するとき車に表示します。やむを得ない状況を除いて、マークの表示のある車に対して、幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法の規定により罰せられます。

かくけいさつしよ  
各警察署



## しんたいしようがいしゃひようしき 身体障害者標識

しんたいしようがいしゃひようしき  
肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付されている人が運転するとき車に表示します。やむを得ない状況を除いて、マークの表示のある車に対して、幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法の規定により罰せられます。

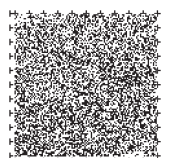
かくけいさつしよ  
各警察署



## こくさい 国際シンボルマーク

しよう  
障がいのある人が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけたときは、障がいのある人が利用することの理解、協力をお願いします。このマークは車いすの人だけではなく「障がいのある人すべて」を対象としたものです。

こうえきざいだんほうじん にほんしようがいしゃ  
公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会



# 知っておくと役立つ情報です

## ヘルプカード

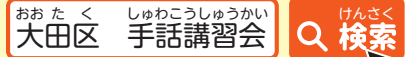
「ヘルプカード（たすけてねカード）」は、障がいのある人が困った時に、手助けを求めるものです。ヘルプカードを提示されたら、書かれた内容に沿って支援をお願いします。

障害福祉課、各地域福祉課、各地域健康課、障がい者総合サポートセンター、各特別出張所において、配付しています。



## 手話講習会

手話講習会の募集は、大田区ホームページにて公開しています。



## 電話リレーサービス

聴覚に障がいのある人や発語に困難がある人と、聞こえる人を、通訳オペレーターが手話または文字、音声を通訳し、電話で双方に伝えるサービスです。



※利用するには事前に利用登録をする必要があります。

### 【お問合せ先】

総務大臣指定電話リレーサービス提供機関  
一般財団法人日本財団電話リレーサービス  
電話 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

## スマートフォンやタブレットを活用しましょう

普段使用しているスマートフォンやタブレットには様々なアプリケーションがあります。

※利用するには事前にインストールが必要です。

### コミュニケーション支援ボードアプリ

登録されている簡単な文字やイラストを組み合わせて、自分の思いを伝えます。

### 音声読み上げアプリ

かな文字や英数字、絵文字で作成した文書を、音声にして読み上げます。認識した音声を文字化するものもあります。

### ルビ入れアプリ

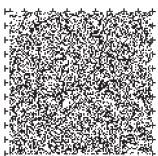
新聞や本に、スマートフォンなどのカメラをかざすと漢字にふりがなを振ります。

### 音声説明アプリ

スマートフォンなどのカメラをかざすと周囲の状況（色やライトの明暗等）を音声で説明します。新聞などにかざすと文字を読み上げます。

## 災害時の避難所の開設状況が確認できます

「大田区防災ポータルサイト」や「大田区防災アプリ」で、避難情報及び防災マップを確認できます。防災アプリの利用者同士でコミュニティ掲示板を作成し、リアルタイムで情報共有もできます。



発行：令和3年9月

## 東京都大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号  
電話 03-5744-1700 FAX 03-5744-1592

「大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、東京都大田福祉工場で印刷しています。